

1. 計画策定の背景と目的

1-1. 背景と目的

(1) 計画策定の趣旨・背景

わが国では、昭和の高度成長期に整備された公共施設等の老朽化対策が、大きな課題になっています。それは、地方公共団体においても例外ではなく、厳しい財政状況の中、対応することが求められています。

加えて、少子高齢化による人口減少等により、公共施設等への市民ニーズが今後変化することも予想され、その変化への対応も求められます。そのため、早急に公共施設等の全体の状況を把握して、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施していくことが必要です。それにより、財政負担を軽減・平準化していくとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが可能となります。

このような状況を踏まえ、総務省から、地方公共団体に対して、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するために、「公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）の策定に取り組むよう要請がなされています。

(2) 本市の取り組み

本市の公共施設の多くは、建築後30年以上経過し老朽化が進行しており、施設の整備や市民ニーズへの対応、経年劣化による施設の維持管理費用が増大しつつあることなど様々な課題が生じています。

これらを踏まえ、本市においては、総務省からの本計画策定の要請に先立ち、平成25年度より「泉大津市公共施設適正配置基本方針」（以下、「基本方針」という。）策定に向けた取り組みを開始し、公共施設の状況や課題の整理等を行うとともに、アンケート調査による市民・利用者の意向把握やパブリックコメントを実施して、平成26年12月に基本方針を策定しました。

なお、基本方針には、インフラ資産等（道路・橋梁・上下水道管やインフラ関連施設となる企業会計関連施設・下水道関連施設等）を対象としていないことから、別途、資産の状況や課題の整理等を行い、資産ごとに事業計画、長寿命化計画、整備計画等が策定されており、それらに沿った事業が推進されています。

(3) 計画策定の目的

これらのことから、基本方針では、総務省の要請事項である、インフラ資産等が含まれていないため、公共施設（ハコモノ）にインフラ資産等を加えた公共施設等の情報を一元化し、今後の整備・更新の見通し及び、取組方針を示していく必要があり、総務省の要請に応じた、本市の公共施設等を総合かつ、計画的な管理を推進していく計画として「泉大津市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

1. 計画策定の背景と目的

1-2. 計画の位置付け

「泉大津市公共施設等総合管理計画」は、上位計画である「泉大津市総合計画」に即し、策定します。

また、公共施設の類型施設別の基本計画、インフラ資産等の「長寿命化計画」、「整備計画」等、本市が策定する他の計画・方針における公共施設・インフラ資産等に関する方向性は、「公共施設等総合管理計画」に即したものになります。

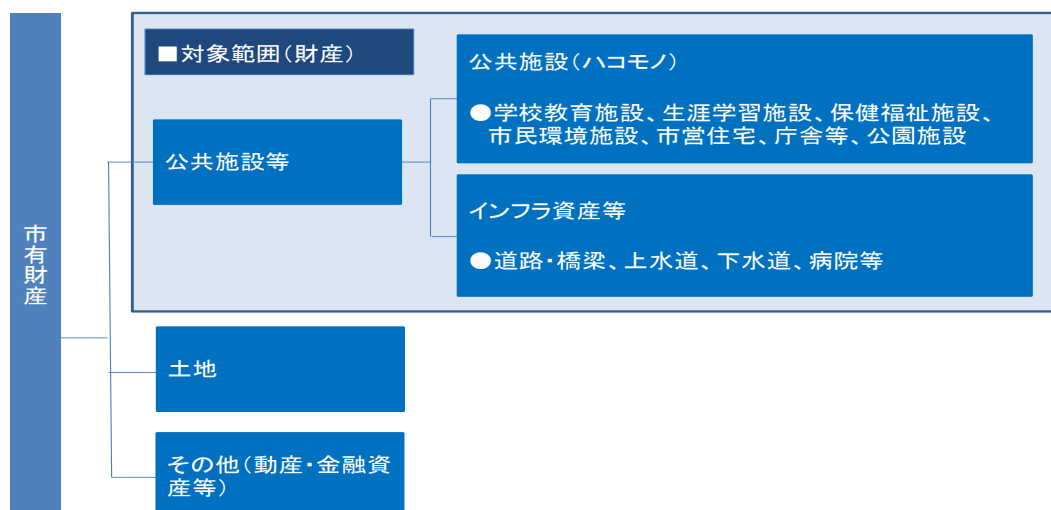
公共施設等総合管理計画の位置付け



1-3. 計画の対象範囲

本計画では、今後の建替え、大規模改修を検討する施設として、公共施設（ハコモノ）とインフラ資産等を合わせた、本市が管理する公共施設等を対象とします。

公共施設等総合管理計画の対象範囲



1-4. 計画の対象期間

本計画では、将来に必要な更新等のコストを平成 55 年度まで 30 年間試算しましたが、本計画の対象期間は平成 28 年度からの 10 年間とし、本市の状況を総合的に鑑みて、必要に応じ見直すこととします。